

令和6年2月8日

各位

奈良県吉野郡上北山村 住民課

「住民税非課税世帯等（5万円）」への臨時特別給付金 （子育て世帯加算分）の支給案内について

対象世帯（令和5年12月1日（基準日）本村に住民登録がある世帯）

- （1）令和5年度住民税均等割が課税されていない者だけで構成される世帯
- （2）令和5年度住民税所得割が課税されていない者のみで構成される世帯

上の（1）.（2）世帯のうち、平成17年4月2日以降に生まれた子どものいる世帯

※ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約の免除の適用の届出により住民税均等割が課税されていない者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

支給額 児童1人当たり 5万円

令和5年度住民税非課税世帯等（子育て世帯）へ、2月7日（水）以降に「**住民税非課税世帯等臨時特別給付金（子育て世帯加算分）支給のお知らせ**」を発送します。

2月7日（水）以降「**支給のお知らせ**」発送の内容

①支給のお知らせ → 原則手続きは不要です。記載の口座に振込みます。

※「支給のお知らせ」に記載の振込先口座の変更を希望される場合は、同封の「支給口座登録等の届出書に必要事項を記載のうえ、令和6年2月26日（月）までに返送が必要です。

※受給を辞退される場合は、「支給のお知らせ」の本給付金の支給を辞退する欄にチェックを入れ、令和6年2月26日までに返送が必要です。

その他

- 令和5年6月2日以降に令和5年度の住民税に係る修正申告をされた方は支給要件を満たさない場合があるため、課税状況を確認させていただきますので、下記までご連絡下さい。
- 物価高騰対応支援給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、課税及び差し押さえの対象となりません。

問い合わせ先

奈良県吉野郡上北山村 住民課

電話番号：07468-3-0223

受付時間：平日9時から17時まで